

## 変動金利定期預金規定（通帳式）

### 1.（預金の支払い時期等）

この預金は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。なお、この預金を自動解約とする場合は、通帳記載の満期日にあらかじめ指定された預金口座に自動的に元利金を入金します。

### 2.（自動継続）

(1) この預金を自動継続とする場合は、通帳記載の満期日にあらかじめ指定された方法により利息を指定口座に入金するか、または元金に組み入れて前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としてその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日の前営業日（継続をしたときはその満期日の前営業日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

### 3.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（自動継続したときはその継続日）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としてその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた預入日（自動継続したときはその継続日）における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

### 4.（利 息）

(1) 複利型のこの預金の利息は、預入日（自動継続したときはその継続日、以下第2項において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（自動継続後の預金については第2条第2項の利率。第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらの利率をそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後に支払います。

(2) 単利型のこの預金の利息は、預入日（自動継続したときはその継続日、以下同じです。）から満期日の前日までの日数および約定利率によって単利の方法で計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払い日」とし、預入日または前回の中間利払い日からその中間利払い日の前日までの日数および約定利率に70%を乗じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払い額（以下「中間払い利息」といいます。）を、利息の一部として各中間利払い日に指定口座へ入金します。

② 中間払い利息（中間利払い日が複数ある場合は各中間払い利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(3) 前2項により計算した利息について、指定口座へ入金できず現金で受け取る場合には、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。

(4) この預金を自動継続とした場合の継続を停止したときの利息（中間払い利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(5) 次条第1項により当行がやむを得ないものと認めて、複利型のこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は次のとおり支払います。

① 預入日（自動継続としたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法により計算した金額に、次の預入期間に応じた割合を乗じ

た金額を期限前解約利息として、この預金とともに支払います。

- A 6か月以上1年未満 40%
- B 1年以上1年6か月未満 50%
- C 1年6か月以上2年未満 60%
- D 2年以上2年6か月未満 70%
- E 2年6か月以上3年未満 90%

(6) 次条第1項により当行がやむを得ないものと認めて、単利型のこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は次のとおり支払います。

- ① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額に、次の預入期間に応じた割合を乗じた金額を期限前解約利息として、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息額と、すでに支払われている中間払い利息額（中間利払い日が複数ある場合は各中間払い利息の合計額）との差額を清算します。

- A 6か月以上1年未満 40%
- B 1年以上1年6か月未満 50%
- C 1年6か月以上2年未満 60%
- D 2年以上2年6か月未満 70%
- E 2年6か月以上3年未満 90%

(7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

#### 5.（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当行がやむを得ないものと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を自動解約以外の方法で解約するとき、または、自動継続以外の方法で書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、通帳とともに預金店または当行国内本支店に提出してください。

この場合、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取り扱います。

- (3) 前項の解約または書替継続の手續きに加え、当該預金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約および書替継続を行いません。

#### 6.（規定の適用）

この預金は、本規定のほか、定期預金規定（通帳式・共通）および反社会的勢力との取引拒絶に関する預金取引追加規定を適用します。

#### 7.（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上